

休眠預金等活用法の令和5年改正等を 踏まえた「基本方針」改定 (出資の実現に関する事項の概要)

内閣府 休眠預金等活用担当室
2023年10月

「休眠預金等活用法 5 年後見直しの対応方針」(令和4年12月)における見直し事項

法改正事項	<p>① 目的規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法の目的にソーシャルセクターの担い手の育成を明記 	運用事項	<p>⑦ 助成限度額（通常枠）の決定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 中期目標を設定し、各年度の必要額を計上する方式に移行
	<p>② 活動支援団体の創設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 人材・情報面からの支援を法律に位置付けるとともに、もっぱら当該支援を行う活動支援団体を創設 		<p>⑧ 行政施策との役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 行政施策との関係の整理、事業終了後の行政施策化の見通し等に即して個別に判断
	<p>③ 出資の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ JANPIAから資金分配団体への出資を追加 		<p>⑨ 自己資金の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 資金分配団体の自己資金比率の位置付けを改め、事業継続性等を総合評価する方式に移行
	<p>④ 法の見直し規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 5年後目途の見直し規定を継続 		<p>⑩ 同一事業の再申請・事業期間の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 同一事業の再申請に係る実際の運用に合わせて、制度を明確化 ■ コロナ禍以外の事業期間延長について要件を検討
	<p>⑤ 国際協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 民間公益活動の促進が期待される経済社会情勢の例示に「国際化の進展」を追加 		<p>⑪ PO関連経費の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 現行水準の助成を継続
	<p>⑥ JANPIA事務費特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 休眠預金をJANPIAの事務費に充当できる特例を5年間延長 		<p>⑫ 成長期・成熟期の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ より大きな社会的インパクトの創出が期待される活動を支援する方策等について、今後検討

③出資の実現による資金的支援の多様化

指定活用団体から資金分配団体への出資を追加

■ 「5年後見直しの対応方針」において決定された事項（9頁参照）

出資の目的・意義

- 出資による利益や形成される資金調達環境を有効活用し、社会課題解決の取組を一層強化

JANPIAの体制・審査等

- 出資に関する専門性（出資判断・市場対話・評価）への対応について、必要な人員・体制を確保
- 資金分配団体の選定審査基準は、運営事業者としての実績評価、コンプライアンス体制等の整備状況、投資先へのインパクト評価の実施可能性など

具体的な制度設計

■ 実行団体

出資対象: 初期段階のスタートアップなど民間資金が十分でない社会課題の解決を図る事業に取り組む団体

出資規模・期間: 1社あたり数千万円程度で5年程度を目安

出口戦略: IPOなどに限らず多様な手法を許容

自己資金比率: 20%以上

■ 資金分配団体

JANPIAの出資総額（出資枠）: 年5～10億円程度を目安
※ファンド存続期間は10年程度

民間出資割合: 50%以上を目標（一律には求めない）

利益等: JANPIA出資分はJANPIAへ分配、共同出資分の利益は市場における運営者の成功報酬等（例：2割程度）を考慮

■ 出資スキーム

ファンド出資型と法人出資型を併置

■ 出資に関する残された主な論点

1. 資金分配団体（ファンド）の形式・運営方法（3頁）
2. JANPIAによる資金分配団体（ファンド）の選定（4頁）
3. 資金分配団体（ファンド）による出資先の選定（5頁）
4. 資金分配団体（ファンド）の選定における審査基準等（6頁）
5. 報告義務・インパクト評価・情報公開（7頁）
6. 法人出資型の具体的なスキーム（8頁）

1. 資金分配団体（ファンド）の形式・運営方法

資金分配団体（ファンド）の形式

投資事業有限責任組合（LPS）（「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に基づく組合）

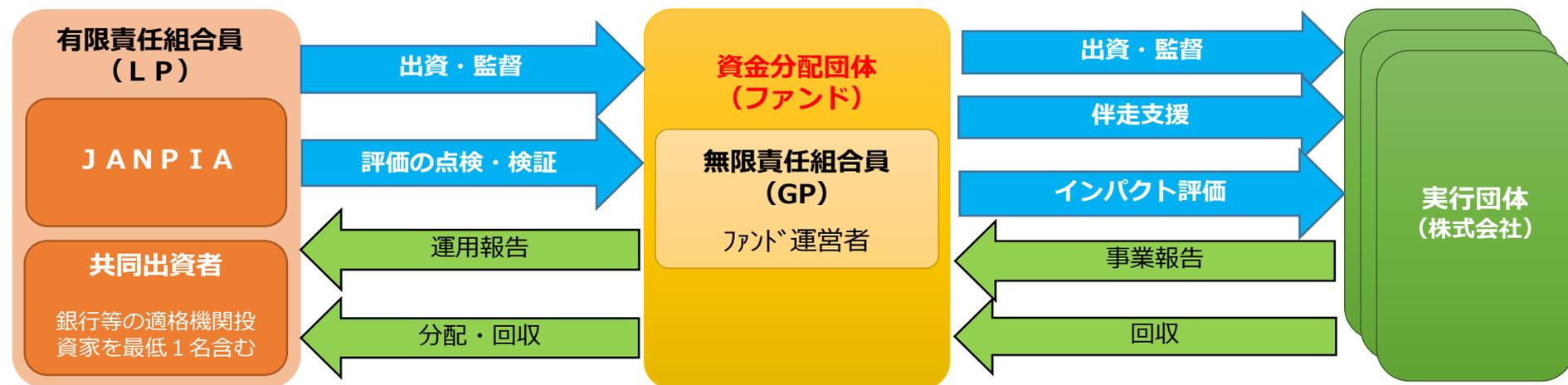
※ 法律上、区分経理及び公認会計士等による監査が義務

※ (独)中小企業基盤整備機構（起業支援ファンド）及び東京都（リ・シャルインパクト投資ファンド）もLPSに限定

資金分配団体（ファンド）の運営方法 ※下線は対応方針で決定された事項

- ・ JANPIAからの出資規模は年5～10億円程度（民間共同出資割合は50%以上を目指す）
- ・ ファンドの存続期間は10年程度（**延長可、最長期間15年**）
- ・ 実行団体への出資額は1団体当たり数千万円程度。出資手法は**株式・新株予約権の取得**。
- ・ ファンド運営者は**出資約束金額の1%以上を出資**
- ・ ファンド運営者に支払う管理報酬は**組合財産（出資約束金額等）の一定割合**（例：年3.5%を上限）
- ・ **出資元本分100%は出資割合に応じて分配。利益分は一定割合（例：2割程度）を成功報酬としてファンド運営者へ分配（残りの利益は、出資割合に応じて分配）。**

※公募の際、資金分配団体（ファンド）の申請者に対し、管理報酬の水準やハードル・レート（成功報酬支払の基準となる最低期待される収益率）の提示を求め、選定する際の審査項目の対象とする。



2. JANPIAによる資金分配団体（ファンド）の選定

■ JANPIAの体制

- ・ JANPIAは、出資事業を担当する部署を設置し、公募、審査手続、ファンドの監督等を実施。
- ・ JANPIAは、出資事業の申請団体の審査を行う「**投資審査会**」を設置。投資審査会は、**金融・出資、会計、法務、インパクト評価、社会課題解決等の専門家5~7名程度**で構成。

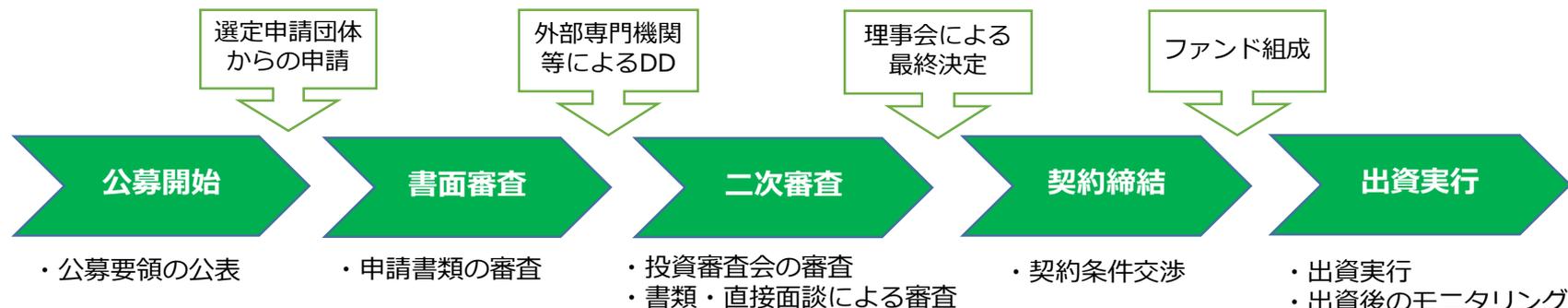
■ JANPIAによる資金分配団体の審査プロセス

- ① JANPIAは、選定審査基準等を明らかにした**公募要領を公表**。
- ② **書面審査**と**二次審査**の2段階で実施。書面審査では、出資担当部署が申請書類に基づき審査。
- ③ 書面審査通過者に対し、**外部専門機関等による財務・法務等の適正調査**(デュ・デiligence「DD」)を実施。
- ④ 二次審査では、**投資審査会**が専門的知見に基づき、申請書類やDDレポートを審査するほか、申請団体の役職員との直接面談を含めた審査も実施。
- ⑤ 二次審査の結果を踏まえ、**JANPIA理事会が資金分配団体を選定**。
- ⑥ JANPIA・共同出資者・運営事業者間で**契約条件交渉**。契約締結後、出資実行。

■ JANPIAの投資方針

- ・ JANPIAによる出資は、**社会的成果と収益性実現の両立を目指す**(事業全体で投資倍率1倍以上を目指す)
※社会的インパクトは大きい**が低収益が見込まれる事業は、助成による支援**で対応。

■ JANPIAによる資金分配団体選定プロセス（イメージ）



3. 資金分配団体（ファンド）による出資先の選定

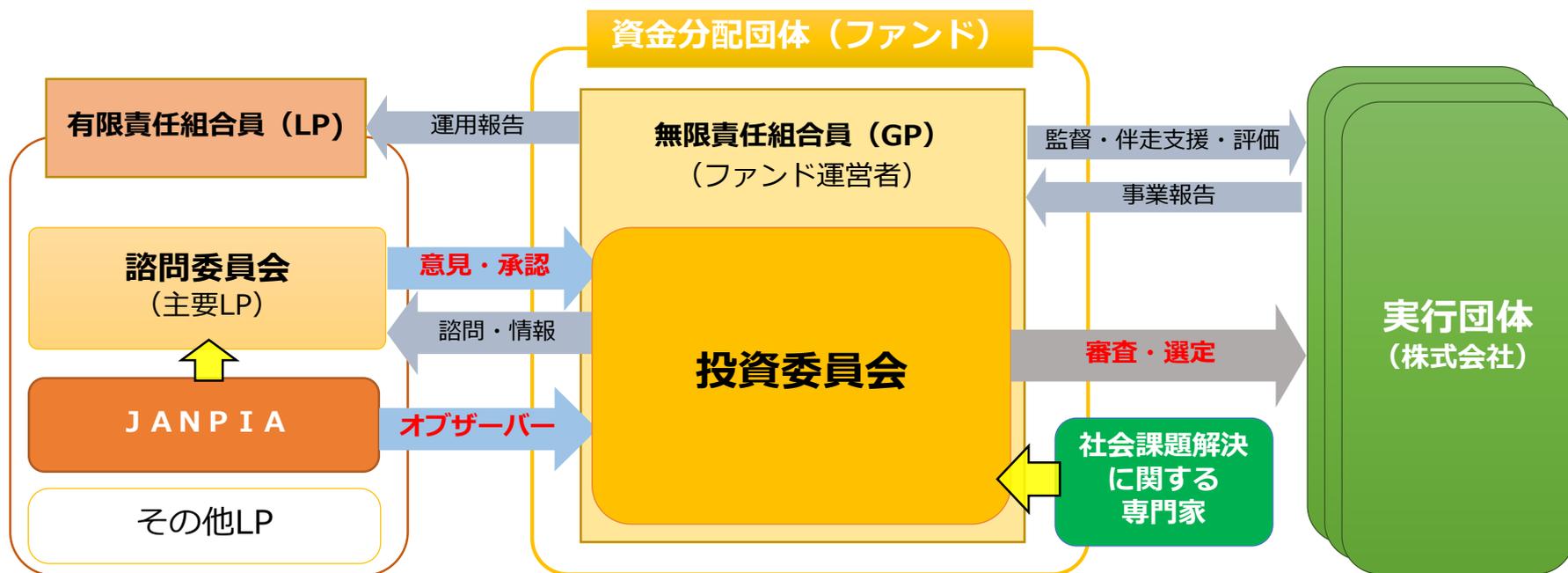
■ 資金分配団体（ファンド）による出資先の選定

- ・ファンド運営者は「投資委員会」を設置し、出資先となる実行団体を選定。投資委員会は出資事業に関する知識・経験を有する運営者の役員・パートナー等で構成。
- ・出資先の選定に当たって、投資委員会には**社会課題解決に関する知見を有する専門家を関与**させることを条件とする。
- ・ファンドに対しても投資倍率1倍以上を求め、適切なポートフォリオ形成を求める。

■ JANPIAによる資金分配団体（ファンド）への関与

- ・JANPIAは、投資委員会に**オブザーバーとして参加する権利**を有し、投資委員会での審査をモニタリング。
※中小機構・東京都も、投資委員会へのオブザーバー参加が必須条件
- ・ファンド運営に関する照会や重要事項に対する意見陳述、利益相反取引の承認等を行う機関として、主要LPで構成される「**諮問委員会**」を設置。JANPIAも諮問委員会メンバー。

■ 資金分配団体（ファンド）の運営者による実行団体の審査体制（イメージ）



4. 資金分配団体（ファンド）の選定における審査基準等

	出資	助成
目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ ソーシャルセクターの担い手育成 団体の自立化促進や経営基盤強化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ソーシャルセクターの担い手育成 草創期の活動支援も含めた幅広い事業支援
事業計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会課題解決に向けた支援策の提示 社会課題を特定し、効果的・効率的な解決に向けた支援プログラムを企画・設計 ■ 資金のポートフォリオ 社会的成果と収益性実現の両立を目指す ※投資倍率 1 倍以上 ■ 民間資金 幅広く共同出資を呼び込む方策の検討 ■ 非資金的支援 役員派遣等を通じた経営支援など、<u>実行団体の企業価値向上や自立促進に向けた支援</u> ■ 休眠預金に依存しない仕組み IPOに限らない実行団体の多様な出口戦略 ■ 組織運営体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ トップマネジメント、ガバナンス・コンプライアンス体制 ・ 出資に関する専門性、運用実績 ・ 財産管理、運用報告の実施体制 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会課題解決に向けた支援策の提示 社会課題を特定し、効果的・効率的な解決に向けた支援プログラムを企画・設計 ■ 資金のポートフォリオ 社会的成果の最大化を目指す ※社会的成果が大きいが、低収益が見込まれる事業も支援対象。分野・地域の多様性も考慮。 ■ 民間資金 民間資金の出し手から<u>資金を得る努力</u> ■ 非資金的支援 人材・情報面の支援など、<u>実行団体に寄り添った伴走支援</u> ■ 休眠預金に依存しない仕組み 事業の自走化、行政施策化など ■ 組織運営体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ トップマネジメント、ガバナンス・コンプライアンス体制 ・ 資金の管理体制
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>毎年、インパクトレポートを作成・公表</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的にインパクト評価を実施・公表（事前・中間・事後）
選定結果の公表等	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>採択団体のみ開示</u> ※不採択団体は、企業価値・信用の低下を招くリスクや共同出資者等への影響を勘案し、不開示 ・ 不採択団体に対し、その理由を開示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>採択団体及び不採択団体を開示</u> ・ 不採択団体に対し、その理由を開示

5. 報告義務・インパクト評価・情報公開

報告義務

- 実行団体は、**毎年、資金分配団体（ファンド）に対し事業報告**
- 資金分配団体(ファンド)の運営者は、**毎年、JANPIAを含むLPに対しファンドの運用報告**
 - ・ 出資先実行団体の概要・出資額・年度収支・雇用状況等
 - ・ 運用報告会及びインパクト評価に関する報告会の実施

インパクト評価

- 実行団体は、助成の場合と同様、定期的にインパクト評価を実施し公表(事前・中間・事後)
- 資金分配団体（ファンド）の運営者は、**毎年、全ての出資先を含めてファンド運営についてのインパクト評価を実施し、インパクト・レポートを作成・公表**
 - ※インパクト投資ファンドの多くは、毎年、投資家向けにインパクト・レポートを作成し、公表
 - ※資金分配団体は、助成の場合、実行団体の評価の点検・検証及び自らの活動の総合評価を実施し公表(事前・中間・事後)
- JANPIAは、資金分配団体（ファンド）の運営者が実施する**インパクト評価を点検・検証**

情報公開

- JANPIA及び資金分配団体（ファンド）の運営者は、民間共同出資者を含む当事者間の秘密保持義務に違反しない範囲で**可能な限り情報を開示**

【情報開示事項の例】

- 資金分配団体（ファンド）の運営者は、以下の情報を公開
 - ・ ファンドの基本的事項（名称、運営者、出資総額、存続期間、JANPIA出資額等）
 - ・ 実行団体に関する事項（名称、事業内容、出資金額、出資形態、エグジット時期・手法、年度事業報告）
 - JANPIAは、以下の情報を公開
 - ・ ファンド事業全体に関する事項（ファンド事業全体のJANPIA出資額・回収金額、全体の収益率）
- ※個別のファンドの成績等については、他の民間出資者との調整が可能な場合に限り開示

6. 法人出資型の具体的なスキーム

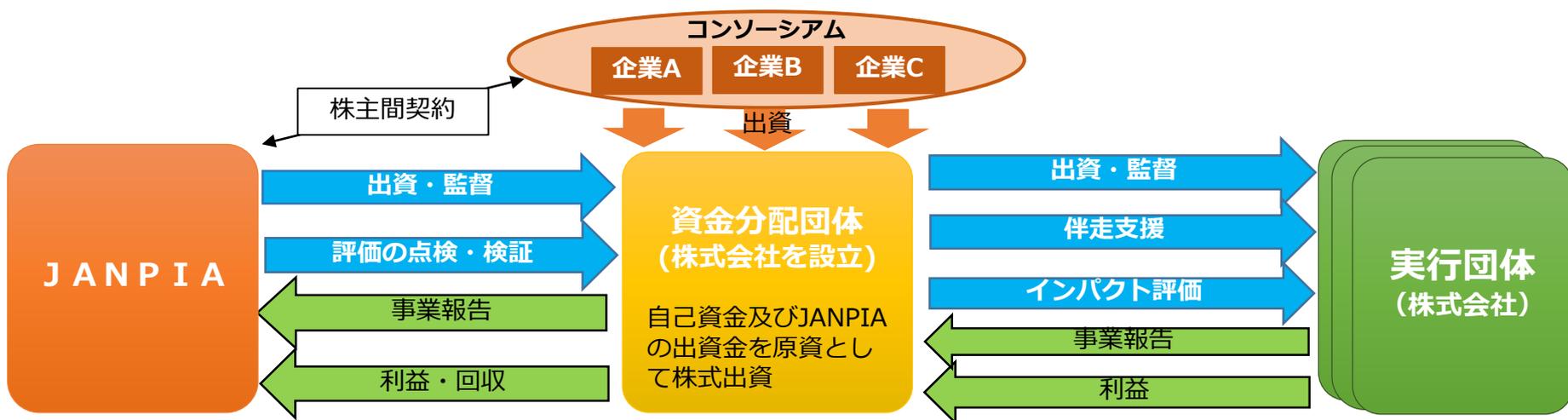
法人出資型の特徴

- 法人出資型は、長期的な視野で地域の実行団体を育成する観点から伴走支援を重視した出資をしたいというニーズに応えるもので、出資先の持続的な成長を重視した出資が可能。
- 実行団体としても、出資を通じた規律付けや伴走支援により、株式会社としての運営方法を学ぶなど経営面の意識が向上する、といったメリット。

形式・運営方法

- ・ 複数企業がコンソーシアムを組み、社会課題解決に取り組む企業に向けた出資を専門的に行う株式会社（資金分配団体）を設立。
- ・ JANPIAは、株式会社（資金分配団体）に対して株式出資し、10年程度を目安に売却。
- ・ 株式会社（資金分配団体）は、自己資金及びJANPIAからの出資金を原資として、実行団体へ出資。期間の定めは設けず、JANPIAによる株式処分後も、株式会社を存続させて出資事業を継続することは可。

※ 資金分配団体及び実行団体の選定方法、報告義務、インパクト評価、情報公開は、ファンド出資型と同様



出資の実現による資金的支援の多様化

参考

■ 出資の意義・目的

・ 生み出される利益や形成される資金調達環境を有効に活用し、社会課題の解決に向けた取組を一層強化

■ JANPIAの組織体制等

・ 資金分配団体に対する出資に関する専門性（出資判断・市場対話・評価）への対応については、必要な人員・体制を確保

■ 具体的な制度設計

・ 出資対象の実行団体は、初期段階のスタートアップなど民間資金が十分ではない社会の諸課題の解決を図る事業に取り組む団体。出資規模は5～10億円程度（10億円程度のファンドを毎年度1～2ファンド組成）を想定。利益等は指定活用団体へ分配

■ 出資スキーム

・ 指定活用団体からの出資についても、実現可能となるよう法改正。ファンド出資型と法人出資型を並置

【イメージ図】

